平成２１年（フ）第２９９７号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目９番18号コーポ相沢202
債務者　杉本　雷往（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７５号
横浜市磯子区磯子８丁目９番16号　腰越荘102号
債務者　松本　　久
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９８号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目１番23―401号
債務者　深町ロサナこと　フカマチ　ロサナマルガリタ　ロハス
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１０５号
神奈川県藤沢市円行1776番地の９Ｂハイツ矢部202
債務者　崎原　盛雄
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２００号
秋田県湯沢市字万石204番地11　コーポ桂１階Ｄ号室
債務者　鎗田　一男
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１９２号
栃木県佐野市大祝町2311番地11　ハイツ205、前住所栃木県佐野市赤見町2069番地13
債務者　佐藤　三省
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後１時20分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５２０号
静岡県浜松市東区植松町59番地の８
債務者　甲斐　一哉
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
静岡県湖西市風の杜20番地の３
債務者　ゴバート　ジュリオ　セザール
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

財産状況報告集会等期日変更

平成１９年（フ）第３３６号
鳥取県米子市尾高1076番地５
破産者　有限会社戸田建設
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年３月17日午前10時と変更する。
平成21年11月18日　鳥取地方裁判所米子支部

債権者集会等続行期日

平成２０年（フ）第２４６号
東京都中央区日本橋富沢町５番10―703号クローバーステイ日本橋
破産者　内原　一男
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成21年12月18日午前10時10分と定める。
平成21年11月18日　　高松地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２５６号
高知県南国市大埇甲1952番地１コーポひめくら201号
破産者　岩川　祐子（開始時の姓内原）
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成21年12月18日午前10時15分と定める。
平成21年11月18日　　高松地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３５号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2408番地５
破産者　有限会社芳賀情報企画
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第３６号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2408番地５
破産者　有限会社アロー
1　決定年月日　平成21年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１１１号
埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場１丁目８番地の23
破産者　有限会社大勝
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２７号
埼玉県久喜市河原井町19番地
破産者　キョージン株式会社
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２３号
埼玉県川口市芝新町４番６号
破産者　有限会社アルファデータサービス
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１５３２号
北九州市八幡西区千代２丁目４番17号
破産者　有限会社渡邊電気
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目14番８号
破産者　株式会社安田電設
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第２４７号
青森県十和田市西五番町24番14号
破産者　有限会社小川工業
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係